

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 公告資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考	
	頁	章	節	項				
募集要項	12	第3	4	(3)	1)	(3) 各業務における参加資格要件 1) 設計業務を実施する者 ①施工に関する設計を自ら行う予定の場合 ア「 <u>4)</u> 施工を実施するもの①共通」に示す各工事を担当する各構成企業が、以下の(ア)から(ウ)のいずれかを満たす、.....	(3) 各業務における参加資格要件 1) 設計業務を実施する者 ①施工に関する設計を自ら行う予定の場合 ア「3) 施工を実施するもの①共通」に示す各工事を担当する各構成企業が、以下の(ア)から(ウ)のいずれかを満たす、.....	No. 3の質問・意見に対する修正(一次審査)
募集要項	19	第3	6	(7)	3)	3) 提出書類 ① 様式：様式集の様式第2-1号から第2-10号による。 ② 提出部数：様式ごとに各1部とする。	3) 提出書類 ① 様式：様式集の様式第2-1号から第2-11号による。 ② 提出部数：様式ごとに各1部とする。	No. 23, 80の質問・意見に対する修正(一次審査)
募集要項	21	第3	7	(3)	1)	1) 改善通知に係る留意事項 改善通知に係る留意事項を以下に示す。 ①改善通知を行う対象範囲は、以下に掲げる3点とする。また、本市が改善通知を行うに当たっては、以下の4点に対し、どの項目に該当しているかを明確にした判定結果を書面にて応募者に通知する。	1) 改善通知に係る留意事項 改善通知に係る留意事項を以下に示す。 ①改善通知を行う対象範囲は、以下に掲げる4点とする。また、本市が改善通知を行うに当たっては、以下の4点に対し、どの項目に該当しているかを明確にした判定結果を書面にて応募者に通知する。	No. 9の質問・意見に対する修正
募集要項	24	第3	8	(5)	①	(5) 価格交渉 優先交渉権者は、設計業務の完了検査合格後速やかに、本市と価格交渉を行う。 交渉期限は、以下のとおりとする。 なお、価格交渉方法は本市の指示による。 交渉期限：令和4年10月17日(月)  ①価格交渉の結果、最終的な見積書等の金額が <u>予定価格を下回った場合</u> で、かつ各契約の締結に向けて各種条件等に照らして問題がない場合は、本市と優先交渉権者との交渉が成立したこととする。	(5) 価格交渉 優先交渉権者は、設計業務の完了検査合格後速やかに、本市と価格交渉を行う。 交渉期限は、以下のとおりとする。 なお、価格交渉方法は本市の指示による。 交渉期限：令和4年10月17日(月)  ①価格交渉の結果、最終的な見積書等の金額と <u>参考額が著しく乖離していない場合又は乖離しているがその内容の妥当性や必要性が認められる場合等</u> で、かつ各契約の締結に向けて各種条件等に照らして問題がない場合は、本市と優先交渉権者との交渉が成立したこととする。 なお、詳細は別紙基本協定書(案)に示す。	No. 12の質問・意見に対する修正
募集要項	25	第3	8	(5)	③	③ 価格交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としない。なお、価格交渉は前出の日時において成立することを想定しているが、当該日時に交渉が成立しない場合、見積書等を見直し交渉を行うものとする。この交渉は設計業務完了後 <u>30日以内(休日を除く。)</u> までに成立に至らなかった場合は、価格交渉を不成立とする。	③ 価格交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としない。なお、価格交渉は前出の日時において成立することを想定しているが、当該日時に交渉が成立しない場合、見積書等を見直し交渉を行うものとする。この交渉は設計業務完了後 <u>30日以内</u> までに成立に至らなかった場合は、価格交渉を不成立とする。	No. 175の質問・意見に対する修正
募集要項	29	第4	3	(2)	2)	2) 維持管理・運営期間中の保険 維持管理・運営事業者及び事業者は、第三者賠償責任保険、 <u>火災保険</u> 等に加入しなければならない。	2) 維持管理・運営期間中の保険 維持管理・運営事業者及び事業者は、第三者賠償責任保険等に加入しなければならない。	No. 26の質問・意見に対する修正(一次審査)

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 公告資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
募集要項	29	第4	3	(3)	<p>(3) 契約保証金                      工事請負事業者は、工事請負契約に係る契約保証金として、工事請負契約に係る契約金額の100分の10以上の金額を納付する。一方、<u>維持管理・運営事業者は、維持管理業務委託契約及び維持管理・運営業務委託契約に係る契約保証金として、維持管理業務委託契約及び維持管理・運営業務委託契約に係る契約金額の100分の10以上の金額を納付する。</u>ただし、両者に対し、以下のものをもって契約保証金の納付に代えることができる。                      ① 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供                      ② この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証                      ③ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証                      ④ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結                      維持管理業務委託契約及び維持管理・運営業務委託契約において、履行保証保険契約の締結による契約保証金の免除を受ける場合、履行保証保険契約の契約期間が維持管理業務委託契約及び維持管理・運営業務委託契約の期間に満たない場合においても、保険契約の終了前に更新した保険証券を本市に寄託し、維持管理業務委託契約及び維持管理・運営業務委託契約の終了まで同様とすることで、契約保証金の納付に代えることができる。なお、この際の保証の額は、契約金額を各契約期間で除した額に履行保証保険契約年数を乗じた額の100分の10以上とする。</p>	<p>(3) 契約保証金                      設計事業者及び工事請負事業者は、設計業務委託契約及び工事請負契約に係る契約保証金として、設計業務委託契約及び工事請負契約に係る契約金額の100分の10以上の金額を納付する。一方、維持管理事業者及び維持管理・運営事業者は、維持管理業務委託契約、バイオマス受入事業契約及び消化ガス有効利用事業契約に係る契約保証金として、維持管理業務委託契約、バイオマス受入事業契約及び消化ガス有効利用事業契約に係る契約金額の100分の10以上の金額を納付する。                      なお、詳細は各契約書（案）による。</p>	No.26の質問・意見に対する修正
要求水準書	30	第4	5	(2) 表4.5.1	消化ガス精製設備の備考： 表4.5.1の⑤-1	消化ガス精製設備の備考： 表4.5.1の⑤-1 令和4、5年度改築予定	
要求水準書	30 ～ 38				<u>要求水準書P.33からP.38</u>	<u>要求水準書P.33からP.38の数値を修正。</u>	No.156の質問・意見に対する修正
要求水準書	61	第6	3	(1) 6)	6) 業務報告等 ①維持管理・運営事業者は第6の6項に定められた報告書等を本市に提出すること。	6) 業務報告等 ①維持管理・運営事業者は第6の5項に定められた報告書等を本市に提出すること。	No.83の質問・意見に対する修正
要求水準書	62	第6	3	(2) 表6.3.1	表6.3.1中の記載 修繕業務 ・軽微な修繕、定期修繕、突発的故障修繕、 <u>大規模修繕</u> ・プラント設備：委託レベル3 ・土木、建築、建築設備：委託レベル2	・プラント設備のみ (土木、建築、建築設備は委託レベル2のため、業務対象外)	No.85の質問・意見に対する修正
要求水準書	63	第6	3	(2) ②	② <u>汚泥脱水設備等から排出される排水は</u> 、逆流ポンプにより水処理施設（最初沈殿池）に送水される。	② 脱水機棟廃液槽には汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等からの排水が集約され、 <u>逆流ポンプ</u> により水処理施設（最初沈殿池）に送水される。	No.82の質問・意見に対する修正

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 公告資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考	
	頁	章	節	項				
要求水準書	65	第6	3	(2)	⑬	表6.3.2中の記載 基準値 脱水機投入汚泥量[m3] <sup>※1</sup> × 原単位12.2kWh/m3 + 消化ガス精製設備の使用電力量 <sup>※2</sup> ※1 維持管理・運営事業者が設置する流量計による計測値 ※2 維持管理・運営事業者が設置する電力量計による計測値	表6.3.2中の記載 基準値 脱水機投入汚泥量[m3] <sup>※1</sup> × 原単位12.2kWh/m3 + 使用電力量 <sup>※2</sup> (消化ガス精製設備、リン回収設備、こうばいオガステーション) <sup>※3</sup> ※1 維持管理・運営事業者が設置する流量計による計測値 ※2 本市が設置する電力量計による計測値 ※3 建築付帯設備含む	No. 91, 95の質問・意見に対する修正
要求水準書	69	第6	3	(4)	表6.3.6	表6.3.1中の記載 修繕業務 ・軽微な修繕、定期修繕、突発的故障修繕、大規模修繕 ・プラント設備：委託レベル3 ・土木、建築、建築設備：委託レベル2	・プラント設備のみ (土木、建築、建築設備は委託レベル2のため、業務対象外)	No. 85の質問・意見に対する修正
要求水準書	70	第6	3	(4)	④	④ 地域バイオマスの排出場所から本処理場に設置するバイオマス受入設備までの運転については、排出事業者自ら又は排出事業者が委託した第三者又は維持管理・運営事業者の範囲とする。	④ 地域バイオマスの排出場所から本処理場に設置するバイオマス受入設備までの運搬については、排出事業者自ら又は排出事業者が委託した第三者(維持管理・運営事業者が受託した場合も含む。)の範囲とする。	No. 144の質問・意見に対する修正
要求水準書	70	第6	3	(4)	⑤	表6.3.7備考欄の記載 余剰汚泥量等との混合汚泥を指す。 処分料は議会議決の上、決定するものとする。	表6.3.7備考欄の記載 処分料は議会議決の上、決定するものとする。	No. 118の質問・意見に対する修正
要求水準書	73	第6	3	(5)	⑤	⑤ 土地使用料等 本処理場内に消化ガス有効利用設備を設置するに当たり、維持管理・運営事業者は、土地使用料等を本市に支払うこと。 なお、土地使用料の単価は、210円/m <sup>2</sup> とする。その他、電柱及びその支柱、支線及び支線類等の使用料は表6.3.10のとおりとする。 また、消化ガス有効利用設備の設置に必要となる土地を使用する場合は、維持管理・運営事業者が必要な申請を行った上で、本市から占用許可等を得ること。  表6.3.10中の記載 使用料(非課税)	⑤ 土地使用料等 本処理場内に消化ガス有効利用設備を設置するに当たり、維持管理・運営事業者は、土地使用料等を本市に支払うこと。 なお、土地使用料等の単価は表6.3.10のとおりとする。 また、消化ガス有効利用設備の設置に必要となる土地を使用する場合は、維持管理・運営事業者が必要な申請を行った上で、本市から占用許可等を得ること。  表6.3.10中の記載 使用料(非課税)(参考値)	No. 128の質問・意見に対する修正
要求水準書	77	第6	4	(1)	2)	2) 脱水ケーキの引渡しに係る管理 脱水機棟には、脱水ケーキ貯留設備(容量135m <sup>3</sup> ×切出量30m <sup>3</sup> /時)が3台設置されている。前項で挙げた段階的な改築更新計画を踏まえ、脱水ケーキの搬出に当たっては、東部スラッジセンターへの受入条件を考慮した上で、汚泥脱水設備の運転日数及び搬出回数を定めること。 また、脱水ケーキの搬出に当たっては、搬出作業及び搬出管理を行うこと。	2) 脱水ケーキの引渡しに係る管理 脱水機棟には、脱水ケーキ貯留設備(容量135m <sup>3</sup> ×切出量30m <sup>3</sup> /時)が3台設置されている。前項で挙げた段階的な改築更新計画を踏まえ、脱水ケーキの搬出に当たっては、東部スラッジセンターへの受入条件を考慮した上で、汚泥脱水設備等の運転及び搬出管理を行うこと。 また、脱水ケーキ搬出の立会いの必要性については、適宜事業者で判断すること。	No. 142の質問・意見に対する修正
要求水準書	78	第6	4	(2)	4)	第4の5項の(2)に示す本市が行う別途工事にて改築する消化ガス精製設備の運転を行うこと。 なお、維持管理においては、別紙-1に示す消化ガス精製設備の運転管理指標、「天然ガス自動車燃料ガスに対する法規制値及び指針値」に準拠した管理を行うこと。	第4の5項の(2)に示す本市が行う別途工事にて改築する消化ガス精製設備の運転を行うこと。 なお、維持管理においては、別紙-1に示す消化ガス精製設備の運転管理指標に準拠した管理を行うこと。	

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 公告資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
要求水準書	88	第7	2	(3)	(3) 事業期間終了時の施設の状態 本市は、事業期間終了後も施工対象設備を継続して供用する。事業者は、事業期間終了時に、施工対象設備において、本書及び実施設計で定めた事業を履行できる性能を維持すること（具体的な内容は優先交渉権者決定後の協議事項とする）。また、施工対象設備の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に更新及び経年劣化による修繕を要することがない状態で、本市へ引き継ぐものとする。 なお、事業期間終了後1年以内に更新及び経年劣化による修繕を要する場合（本市若しくは本事業の次期契約の事業者の責に帰すべき事由に起因する場合は除く。）、事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとする。	(3) 事業期間終了時の施設の状態 本市は、事業期間終了後も施工対象設備を継続して供用する。事業者は、事業期間終了時に、施工対象設備において、本書及び実施設計で定めた事業を履行できる性能を維持すること（具体的な内容は優先交渉権者決定後の協議事項とする）。また、施工対象設備の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に改築及び経年劣化による修繕を要することがない状態で、本市へ引き継ぐものとする。 なお、事業期間終了後1年以内に改築及び経年劣化による修繕を要する場合（本市若しくは本事業の次期契約の事業者の責に帰すべき事由に起因する場合は除く。）、事業者は自らの費用負担にて取替え又は修繕を行うものとする。	No. 152の質問・意見に対する修正
要求水準書	90	別紙 -1		(4) 表4	表4 <del>汚泥脱水設備の運転管理指標（既設）</del>	表4 <del>消化ガス精製設備の運転管理指標（既設）</del>	No. 153の質問・意見に対する修正
要求水準書 配布資料8	4			20	<del>頻度は、各機器5年に1回以上とする。</del> 添付「スクリュープレス脱水機点検整備仕様書」を参照とすること。	以下に、最後に整備した年度を示す。 ・1号 2020年度 ・2号 2016年度 ・3号 2019年度 ・4号 2018年度 ・5号 2015年度以前 <del>点検整備の状況を考慮して実施すること。</del> 点検整備内容の詳細は、添付「スクリュープレス脱水機点検整備仕様書」を参照とすること。	No. 484の質問・意見に対する修正
優先交渉権者選定基準	7	(2)			<del>記載なし</del>	(2) 評価方法 定量評価における、「維持管理費の低減に対する取組み」及び「CO2削減への取組み」の計算式を追加。	No. 158の質問・意見に対する修正
様式集 様式第2-2-3号					<del>様式集2-2-3号</del>	様式集2-2-3号（修正） 神戸市ホームページ（令和3年10月22日更新）にて、修正版を公表。	No. 39の質問・意見に対する修正（一次審査）
様式集 様式第2-2-4号					<del>様式集2-2-4号</del>	様式第2-2-4号（修正） 様式第2-2-4号（追加） 神戸市ホームページ（令和3年10月22日更新）にて、修正版及び追加様式を公表。	No. 44の質問・意見に対する修正（一次審査）
様式集 様式第2-2-5号					<del>様式なし</del>	様式第2-2-5号（追加） 神戸市ホームページ（令和3年10月22日更新）にて、追加様式を公表。	No. 2の質問・意見に対する修正（一次審査）

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 公告資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
様式集 第5-3号 第5-4号					3.間接工事費 1式 4.一般管理費 1式  ※設計技術費は設計業務見積書(様式第5-2号)の 範囲であるため、本見積に計上しないこと。	3.間接工事費 1式 4.設計技術費 1式 5.一般管理費 1式  ※は削除	No.165の質 問・意見に 対する修正
様式集 別紙1	注 意 事 項 【 維 持 管 理 】			22行 目	記載なし	*10 電力使用量Z1、Z2について、各設備の建築付 帯設備の使用電力量も計上すること。 また、Z3の値は、消化ガス精製設備とこうべバイオ ガスステーションの使用電力量の合計値である。	No.91の質 問に 対する追 加
様式集 別紙1-1				セル E42 ～44	小修繕 大規模修繕 突発修繕	定期修繕 突発的修繕	No.159の質 問に 対する修正
様式集 別紙1-2				セル I24	6,750,000,000円	実績値計上漏れ及び計算式修正による基準値変更 7,700,000,000円	
様式集 別紙1-3				セル B31	IV - (I + II ± III)	計算式修正 IV - (I + II - III)	
様式集 別紙1-3				セル I28	56,600 t-CO <sub>2</sub>	実績値計上漏れ及び計算式修正による基準値変更 27,500 t-CO <sub>2</sub>	
基本協定書 (案)	2	6	5		(価格等の交渉) 第6条 5 本市及び優先交渉権者は、本設計業務に関する 協議の過程で確認された事項や本設計図書等に基づ き価格等の交渉を行う。この場合において、募集要 項(本市が令和4年9月29日付で公表したもの)を いう。)に定める事業費に係る参考額(以下「参考 額」という。)又は予定事業規模と事業費調査や見 積条件書等の見積額との間に著しい乖離があり、そ の内容の妥当性が認められない場合など、見積条件 書等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直し を行う。	(価格等の交渉) 第6条 5 本市及び優先交渉権者は、本設計業務に関する 協議の過程で確認された事項や本設計図書等に基づ き価格等の交渉を行う。この場合において、募集要 項(本市が令和3年9月29日付で公表したもの)を いう。)に定める事業費に係る参考額(以下「参考 額」という。)又は予定事業規模と事業費調査や見 積条件書等の見積額との間に著しい乖離があり、そ の内容の妥当性が認められない場合など、見積条件 書等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直し を行う。	

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 公告資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
基本契約書 (案)	3	6	1		<p>(事業契約の締結) 第6条 構成企業は、本市との間において、次の各号に定める契約を締結する。 (1) 工事請負契約 工事請負事業者は、本契約締結日と同日付にて、本市との間で工事請負契約を締結する。構成企業は、工事請負事業者をして、本市との間で工事請負契約を締結せしめる。 (2) 維持管理業務委託契約 維持管理事業者は、本契約の締結日と同日付にて、本市との間で維持管理業務委託契約を締結する。構成企業は、維持管理事業者をして、本市との間で維持管理業務委託契約を締結せしめる。 (3) バイオマス受入事業契約 バイオマス受入事業者は、本契約の締結日からバイオマス受入事業の維持管理・運営業務開始日までに、本市との間でバイオマス受入事業契約を締結する。構成企業は、バイオマス受入事業者をして、本市との間でバイオマス受入事業契約を締結せしめる。 (4) 消化ガス有効利用事業契約 消化ガス有効利用事業者は、本契約の締結日と同日付にて、本市との間で消化ガス有効利用事業契約を締結する。構成企業は、消化ガス有効利用事業者をして、本市との間で消化ガス有効利用事業契約を締結せしめる。</p>	<p>(事業契約の締結) 第6条 構成企業は、本市との間において、次の各号に定める契約を締結する。 (1) 工事請負契約 工事請負事業者は、本契約の締結後速やかに、本市との間で工事請負契約を締結する。構成企業は、工事請負事業者をして、本市との間で工事請負契約を締結せしめる。 (2) 維持管理業務委託契約 維持管理事業者は、本契約の締結後速やかに、本市との間で維持管理業務委託契約を締結する。構成企業は、維持管理事業者をして、本市との間で維持管理業務委託契約を締結せしめる。 (3) バイオマス受入事業契約 バイオマス受入事業者は、本契約の締結日からバイオマス受入事業の維持管理・運営業務開始日までに、本市との間でバイオマス受入事業契約を締結する。構成企業は、バイオマス受入事業者をして、本市との間でバイオマス受入事業契約を締結せしめる。 (4) 消化ガス有効利用事業契約 消化ガス有効利用事業者は、本契約の締結後速やかに、本市との間で消化ガス有効利用事業契約を締結する。構成企業は、消化ガス有効利用事業者をして、本市との間で消化ガス有効利用事業契約を締結せしめる。</p>	No. 15, 16, 18 の質問・意見に対する修正
基本契約書 (案)	7	15	2	2	<p>(契約の終了) 第15条 本契約は、本契約の締結により法的効力を生じ、次項に規定する終了のときまで、本契約の各規定は本市と構成企業を法的に拘束するものとする。 2 本契約は次の各号の事由が生じたときに終了するものとする。 (1) 工事請負契約、維持管理業務委託契約、バイオマス受入事業契約、消化ガス有効利用事業契約のいずれかが締結に至らなかった場合。 (2) 締結している工事請負契約、維持管理業務委託契約、バイオマス受入事業契約、消化ガス有効利用事業契約のいずれかが解除その他の理由で終了した場合。 (3) 本事業期間の満了日が経過したとき。</p>	<p>(契約の終了) 第15条 本契約は、本契約の締結により法的効力を生じ、次項に規定する終了のときまで、本契約の各規定は本市と構成企業を法的に拘束するものとする。 2 本契約は次の各号の事由が生じたときに終了するものとする。 (1) 工事請負契約、維持管理業務委託契約、バイオマス受入事業契約、消化ガス有効利用事業契約のいずれかが締結に至らなかった場合。 (2) 本事業期間の満了日が経過したとき。</p>	No. 201の質問・意見に対する修正
基本契約書 (案)	7	16	3		<p>(契約の解除) 第16条 本市は、次のいずれかの事由が生じた場合には、本契約を解除することができる。 (1) 募集要項(本市が令和3年9月29日付で公表したもの)をいう。)及びこれと一体として本事業に係るその他の資料に定める応募者の参加資格要件を満たしていないか若しくは満たさなくなったとき。 (2) 構成企業が本契約のいずれかの規定に違反した場合において、本市が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が是正されないとき。</p>	<p>(契約の解除) 第16条 本市は、次のいずれかの事由が生じた場合には、本契約を解除することができる。 (1) 募集要項(本市が令和3年9月29日付で公表したもの)をいう。)及びこれと一体として本事業に係るその他の資料に定める応募者の参加資格要件を満たしていないか若しくは満たさなくなったとき。 (2) 構成企業が本契約のいずれかの規定に違反した場合において、本市が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が是正されないとき。 (3) 甲がコンソーシアム及び各構成企業と締結している工事請負契約、維持管理業務委託契約、バイオマス受入事業契約、消化ガス有効利用事業契約のいずれかが解除その他の理由で終了した場合(但し、工事請負契約がその契約目的達成により終了する場合を除く。)</p>	No. 201の質問・意見に対する修正

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 公告資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
基本契約書 (案)	7	20			(リスク分担) 第20条 本契約の第6条、第7条から第10条に示す各契約に関する責任は、原則として乙が負うものとする。ただし、不可抗力によるものや下水道管理者として甲が責任を負うべきものはこの限りではない。 2 甲乙のリスク分担については別紙5のとおりとする。なお、本契約及び本契約の第6条、第7条から第10条に示す各契約の規定は、別紙5の内容に優先して適用される。 3 別紙5に示すリスクは、共通事項、設計業務、施工業務、維持管理業務に分けており、設計業務は「設計業務委託契約」及び「消化ガス有効利用事業契約(設計業務)」で規定する内容を補則し、施工業務及び維持管理業務並びに維持管理・運営業務は「工事請負契約」及び「消化ガス有効利用事業契約(施工業務、維持管理・運営業務)」並びに「バイオマス受入事業(維持管理・運営業務)」で規定するものを補則し、共通事項はこれらの各契約を補則するものであり、各契約の規定に基づき、又は連動して不可分一体として、甲又は乙が負担する。	(リスク分担) 第20条 本契約の第6条、第7条から第10条に示す各契約に関する責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、不可抗力によるものや下水道管理者として本市が責任を負うべきものはこの限りではない。 2 本市及び事業者のリスク分担については別紙5のとおりとする。なお、本契約及び本契約の第6条、第7条から第10条に示す各契約の規定は、別紙5の内容に優先して適用される。 3 別紙5に示すリスクは、共通事項、設計業務、施工業務、維持管理業務に分けており、設計業務は「設計業務委託契約」及び「消化ガス有効利用事業契約(設計業務)」で規定する内容を補則し、施工業務及び維持管理業務並びに維持管理・運営業務は「工事請負契約」及び「消化ガス有効利用事業契約(施工業務、維持管理・運営業務)」並びに「バイオマス受入事業(維持管理・運営業務)」で規定するものを補則し、共通事項はこれらの各契約を補則するものであり、各契約の規定に基づき、又は連動して不可分一体として、本市又は事業者が負担する。	No. 202の質問・意見に対する修正
基本契約書 (案)	別紙5	22			別紙5 No. 22 リスク負担者 甲 ○ 乙 <del>○</del> ※7	別紙5 No. 22 リスク負担者 甲 ○ 乙 <del>○</del> ※7 ※7 バイオマス受入事業及び消化ガス有効利用事業については、乙が負担する。	No. 115の質問・意見に対する修正
基本契約書 (案)	別紙5	54			別紙5 No. 54 リスク負担者 甲 △※1 乙 ○※1	別紙5 No. 54 リスク負担者 甲 ○※1 乙 ○※1	No. 205の質問・意見に対する修正
基本契約書 (案)	別紙5				別紙5 ※4 甲に追加費用その他損害が発生した場合、又は第三者に損害が発生し、甲又は乙において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを乙の負担、それを超えるものについては甲の負担とする。詳細は各契約の規定による。	別紙5 ※4 甲に追加費用その他損害が発生した場合、又は第三者に損害が発生し、甲又は乙において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを乙の負担、それを超えるものについては甲の負担とする(但し、維持管理業務委託契約及びバイオマス受入事業契約(維持管理・運営業務)は、一定の金額までの負担を乙に求めない。)。また、消化ガス有効利用事業契約(施工業務、維持管理・運営業務)は全て乙の負担とするものとする。詳細は各契約の規定による。	No. 331の質問・意見に対する修正
設計業務委託契約書 (案)	頭書	表	7		7 担保期間(第13条) <del>2</del> 年間	7 担保期間(第13条) <del>2</del> 年間	No. 225の質問・意見に対する修正
設計業務委託契約書 (案) 別紙2特約事項	1	1	1	7	第1条(総則) 第4項 (2)「基本契約」とは、甲及び優先交渉権者間で締結された令和●年●月●日付東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業に関する基本契約書(その後の変更及び修正を含む。)をいう。  (略)  (7)「前提条件書等」とは、設計、施工、維持管理・運営業務に係る各種条件を甲及び優先交渉権者の協議により定めた条件書及び第44条に基づき作成された書類及び別に甲乙の協議により、別途定めた仕様書をいう。 5 基本協定、この契約、要求水準書等、提案図書の間には矛盾又は齟齬がある場合の優先順位は、基本協定又は基本契約、この契約、要求水準書等、提案図書の順とする。ただし、提案図書が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、提案図書が要求水準書等に優先する。	第1条(総則) 第4項 (2)を削除。 (3)から(6)は、(2)から(5)に番号修正。  (6)「前提条件書等」とは、第44条に基づき作成された書類(甲乙の協議により、別途定めた仕様書を含む。)をいう。 5 基本協定、この契約、前提条件書等、要求水準書等、提案図書の間には矛盾又は齟齬がある場合の優先順位は、基本協定、この契約、前提条件書等、要求水準書等、提案図書の順とする。ただし、提案図書が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、提案図書が要求水準書等に優先する。	No. 217, 218の質問・意見に対する修正

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 公告資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
設計業務委託契約書(案) 別紙2特約事項	2	3			別紙2 特約事項 別紙1の第3条の読み替え	別紙2 特約事項 第3条(契約保証金)乙は、この契約上の義務の不履行によって生ずる甲の損害その他乙が負担すべき債務をてん補するためこの契約の締結と同時に、甲に対し、契約金額(委託料総額、以下同じ。)の100分の3以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号の一をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。この場合において、付された保証が第3号から第4号までのいずれかのときにおいては、乙が別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後、直ちにその保証証券を甲に寄託しなければならない。 (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、又は甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証 (3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 2 第1項の契約保証金の額は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約については、その額を契約金額の100分の10以上としなければならない。 3 第1項の規定により、乙が同項第1号又は第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。 4 前項までの規定により納付された契約保証金は、この約款に特別な定めがある場合を除き、委託業務の最終の履行確認後、契約金を支払う時に速やかに返還するものとする。	No. 220の質問・意見に対する修正
工事請負契約書(案) 別紙2特約事項	1	1	2	14	(総則) 第1条第2項 (14)「前提条件書等」とは、 <u>設計、施工、維持管理・運営業務に係る各種条件を甲及び優先交渉権者の協議により定めた条件書及び設計業務委託契約第44条に基づき作成された書類及び別に甲乙の協議により、別途定めた仕様書をいう。</u>	(総則) 第1条第2項 (14)「前提条件書等」とは、 <u>設計業務委託契約第44条に基づき作成された書類(甲乙の協議により、別途定めた仕様書を含む。)をいう。</u>	No. 273の質問・意見に対する修正
工事請負契約書(案) 別紙2特約事項	2	1	13		(総則) 第1条 13 基本契約、この契約、要求水準書等、提案図書の間には矛盾又は齟齬がある場合の優先順位は、基本契約、この契約、要求水準書等、提案図書の順とする。ただし、提案図書が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、提案図書が要求水準書等に優先する。	(総則) 第1条 13 基本契約、この契約、前提条件書等、要求水準書等、提案図書の間には矛盾又は齟齬がある場合の優先順位は、基本契約、この契約、前提条件書等、要求水準書等、提案図書の順とする。ただし、提案図書が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、提案図書が要求水準書等に優先する。	



◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 公告資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
工事請負契約書(案)別紙2特約事項	2	18			条項なし	<p>第18条乙は、工事の実施に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること                      (2) 要求水準書等の表示が明確でないこと                      (3) 要求水準書等に示された自然的又は人為的な設計条件が実際と相違すること。                      (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと                      (5) 要求水準書等で明示されていない設計条件又は施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと</p> <p>2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。</p> <p>3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、その結果を乙に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</p> <p>(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要がある場合において、要求水準書等の訂正は甲が行い、前提条件書等及び設計成果物の変更は乙が行う。なお、乙が変更を行った前提条件書等及び設計成果物については甲の承諾を得るものとする。</p> <p>(2) 第1項第4号から第5号に該当し設計図書を変更する場合、かつ、工事的物的の変更を伴う場合において、要求水準書等の変更は甲が行い、前提条件書等及び設計成果物の変更は乙が行う。なお、乙が変更を行った前提条件書等及び設計成果物については甲の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 第1項第4号から第5号に該当し設計図書を変更する場合、かつ、工事的物的の変更を伴わない場合は、甲と乙とが協議して要求水準書等の変更は甲が行い、前提条件書等及び提案図書及び設計成果物の変更は乙が行う。なお、乙が変更を行った前提条件書等及び設計成果物については甲の承諾を得るものとする。</p> <p>5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない（乙の掃責事由の場合を除く。）。</p>	No. 252の質問・意見に対する修正
工事請負契約書(案)別紙2特約事項					(設計図書の変更) 第19条 甲は、必要があると認められる場合に限り、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、 <u>設計図書（設計成果物及び提案図書を除く。）</u> の変更は甲が行い、 <u>設計成果物</u> の変更は乙が行う。なお、乙が変更を行った <u>設計成果物</u> については甲の承諾を得るものとする。	(設計図書の変更) 第19条 甲は、必要があると認められる場合に限り、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、要求水準書等の変更は甲が行い、前提条件書等及び設計成果物の変更は乙が行う。なお、乙が変更を行った前提条件書等及び設計成果物については甲の承諾を得るものとする。	No. 252の質問・意見に対する修正
工事請負契約書(案)別紙2特約事項	4	47の2	1		(甲の催告によらない解除権) 第47条の2第1項 (12) 甲が優先交渉権者と締結している基本契約、維持管理業務委託契約（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等）、バイオマス受入事業契約（維持管理・運営業務）、消化ガス有効利用事業契約（施工業務、維持管理・運営業務）のいずれかが解除され又は終了したとき。	(甲の催告によらない解除権) 第47条の2第1項 (12) 甲がコンソーシアム及び各種成企業と締結している基本契約、維持管理業務委託契約（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等）、バイオマス受入事業契約（維持管理・運営業務）、消化ガス有効利用事業契約（施工業務、維持管理・運営業務）のいずれかが解除され又は終了したとき。	

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 公告資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
維持管理業務委託契約書(案) 別紙2付加条項	1	1	7		(用語) 第1条 (7) 「前提条件書等」とは、 <u>設計、施工、維持管理・運営業務に係る各種条件を甲及び優先交渉権者の協議により定めた条件書及び設計業務委託契約第44条に基づき作成された書類及び別に甲乙の協議により、別途定めた仕様書をいう。</u>	(用語) 第1条 (7) 「前提条件書等」とは、 <u>設計業務委託契約第44条に基づき作成された書類（甲乙の協議により、別途定めた仕様書を含む。）をいう。</u>	No. 320の質問・意見に対する修正
維持管理業務委託契約書(案) 別紙2付加条項	2	3			(契約の保証) 第3条 乙は、本契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。 (1) 契約保証金の納付 (2) <u>本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証</u> (3) <u>本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</u> 2 前項第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額または保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、委託料の100分の10以上としなければならない。 4 第1項の規定により、乙が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 5 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。 6 甲は、委託契約の給付が検査に合格したのちに、第1項第1号の契約保証金を乙に返還するものとする。	(契約の保証) 第3条 乙は、本契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。 (1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、又は甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証 (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 2 前項第3号から第5号までのいずれかの場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額または保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、委託料の100分の10以上としなければならない。 4 第1項の規定により、乙が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 5 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。 6 甲は、委託契約の給付が検査に合格したのちに、第1項第1号の契約保証金を乙に返還するものとする。 7 <u>履行保証保険契約の締結による契約保証金の免除を受ける場合には、履行保証保険契約の契約期間が本契約の期間に満たない場合においても、保険契約の終了前に更新した保険証券を本市に寄託し、本契約の終了まで同様とすることで、契約保証金の納付に代えることができるものとする。なお、かかる契約保証金の額は、契約金額を契約期間で除した額に履行保証保険契約年数を乗じた額の100分の10以上としなければならない。</u>	No. 321の質問・意見に対する修正
維持管理業務委託契約書(案) 別紙2付加条項	4	10			(委託料) 第10条 委託料は、固定費と変動費により構成されるものとする。変動費については、汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等の運転に応じて算出されるものとするが、固定費については汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等の運転の変動にかかわらず変動しないものとする。 2 委託料の見直しは、別紙3により行う。 3 固定費については、対象施設運転停止の場合でもこれを支払うものとし、 <u>第10条の減額に従う。</u> 4 契約解除等により月の業務期間が1ヶ月に満たないときは、日割計算とする。	(委託料) 第10条 委託料は、固定費と変動費により構成されるものとする。変動費については、汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等の運転に応じて算出されるものとするが、固定費については汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等の運転の変動にかかわらず変動しないものとする。 2 委託料の見直しは、別紙3により行う。 3 固定費については、対象施設運転停止の場合でもこれを支払うものとする。 4 契約解除等により月の業務期間が1ヶ月に満たないときは、日割計算とする。	No. 286の質問・意見に対する修正

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 公告資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
維持管理業務委託契約書(案)別紙2付加条項	7	21			(委託料の減額等) 第21条 3 要求水準等未達となった場合(乙の責に帰すべき事由でないことを乙が明らかにした場合を除く。)には、別紙5より委託料を減額するものとする。 4 前項の減額を行う場合において、当該事由に係る本約款第5条の規定は適用しないものとする。	(委託料の減額等) 第21条 3 要求水準等未達となった場合(乙の責に帰すべき事由でないことを乙が明らかにした場合を除く。)には、別紙5より委託料を減額するものとする。 4 前項の減額を行う場合において、当該事由に係る本約款第5条の規定は適用しないものとする。 5 乙は、年間の消化ガス供給量が下限値に満たない場合、消化ガス有効利用事業者に対して、消化ガス有効利用事業者が被った損害を賠償しなければならない。	No. 457の質問・意見に対する修正
維持管理業務委託契約書(案)別紙2付加条項	9	27	1		(乙の帰責事項による解除) 第25条第1項 (15)甲が優先交渉権者と締結している基本契約、工事請負契約(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))、バイオマス受入事業契約(維持管理・運営業務)、消化ガス有効利用事業契約(施工業務、維持管理・運営業務)のいずれかが解除され又は終了したとき(ただし、工事請負契約(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))の契約目的達成による終了を除く。)	(乙の帰責事項による解除) 第25条第1項 (15)甲がコンソーシアム及び各構成企業と締結している基本契約、工事請負契約(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))、バイオマス受入事業契約(維持管理・運営業務)、消化ガス有効利用事業契約(施工業務、維持管理・運営業務)のいずれかが解除され又は終了したとき(ただし、工事請負契約(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))の契約目的達成による終了を除く。)	
維持管理業務委託契約書(案)別紙2付加条項	9	27	1		(解除違約金等) 第27条 乙は、本約款第26条第1項(ただし、第29条による読替及び追加後の内容とする。本条において同じ。)の規定により本契約が解除された場合は、委託料Ⅰ(契約期間中に支払われる固定費及び変動費の総額で、変動費は想定維持管理業務量に基づいて算出される)Ⅰの10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。 2 甲は、前項の規定する違約金を、第3条に規定する保証金をもって充当し、又は、乙の委託料請求権その他甲に対する債権を相殺することにより徴収できるものとし、なお不足があるときはこれを追徴する。	(解除違約金等) 第27条 乙は、本約款第26条第1項(ただし、第25条による読替及び追加後の内容とする。本条において同じ。)の規定により本契約が解除された場合は、委託料(契約期間中に支払われる固定費及び変動費の総額で、変動費は想定維持管理業務量に基づいて算出される)の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。 2 甲は、前項の規定する違約金を、第3条に規定する保証金をもって充当し、又は、乙の委託料請求権その他甲に対する債権を相殺することにより徴収できるものとし、なお不足があるときはこれを追徴する。	No. 305, 340の質問・意見に対する修正
維持管理業務委託契約書(案)別紙2付加条項	10	III	32		III 委託契約約款のうち適用を除外する条項(適用除外) 第32条 本約款第4条、第6条、第7条、第12条、第15条、第27条は適用しない。	III 委託契約約款のうち適用を除外する条項(適用除外) 第32条 本約款第6条、第7条、第12条、第15条、第27条は適用しない。	No. 292の質問・意見に対する修正
維持管理業務委託契約書(案)別紙3付加条項	別紙3	11			3. 物価変動の指標 費用項目に対応した物価変動の指標は次のとおりとする。 なお、各指標は、当該年度の9月30日時点で入手できる最新の数値による直近12か月の平均値とする。	3. 物価変動の指標 費用項目に対応した物価変動の指標は、表一2のとおりとする。 なお、各指標は、当該年度の9月30日時点で入手できる最新の数値による直近12か月の平均値とする。	No. 313の質問・意見に対する修正

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 公告資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
維持管理業務委託契約書(案) 別紙2付加条項	別紙 5	14			別紙5 汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等の性能未達の場合の減額等(第20条及び第21条)  要求水準等未達であることが判明した場合、甲は、第20条第2項の改善に要する期間に対し、猶予期間を定め、猶予期間内に改善が完了していないときは、当該猶予期間経過の日から改善が完了するまでの間、当該日数に対応する委託料の5%を減額することができる。 なお、汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等の要求水準等未達により、汚泥処理の維持管理に影響を与える場合等、重大な性能未達においては、以下のとおりとする。 要求水準等未達において委託料を減額する額は、下記の式により算定する。当該金額に1円未満の端数があるときは切捨てとする。下記清算の方法は「甲が改善したことを確認した日」の属する月の支払額と相殺し減額清算する。	別紙5 汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等の性能未達の場合の減額等(第20条及び第21条)  要求水準等未達であることが判明した場合、甲は、第20条第2項の改善に要する期間に対し、猶予期間を定め、猶予期間内に改善が完了していないときは、当該猶予期間経過の日から改善が完了するまでの間、当該日数に対応する委託料の5%を減額することができる。 なお、汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等の要求水準等未達により、汚泥処理の維持管理に影響を与える場合等、重大な性能未達においては、以下のとおりとする。 要求水準等未達において委託料を減額する額は、 <u>第21条</u> に基づき、下記の式により算定する。当該金額に1円未満の端数があるときは切捨てとする。下記清算の方法は「甲が改善したことを確認した日」の属する月の支払額と相殺し減額清算する。 なお、減額する額①は、要求水準未達の事象に応じて要求水準未達の改善が完了するまでの間、減額する額②又は減額する額③に加算する。	No. 344の質問・意見に対する修正
バイオマス受入事業契約書(案)	1	1	9		(用語の定義) 第1条 (9)「前提条件書等」とは、 <u>設計、施工、維持管理・運営業務に係る各種条件を甲及び優先交渉権者の協議により定めた条件書及び設計業務委託契約第44条に基づき作成された書類及び別に甲乙の協議により、別途定めた仕様書をいう。</u>	(用語の定義) 第1条 (9)「前提条件書等」とは、 <u>設計業務委託契約第44条に基づき作成された書類(甲乙の協議により、別途定めた仕様書を含む。)をいう。</u>	No. 347の質問・意見に対する修正
バイオマス受入事業契約書(案)	2	2	1		(総則) 第2条 本契約は、 <u>乙及び工事請負事業者が相互に協力し</u> 、契約関係書類に従って、バイオマス受入事業を円滑に実施するため、維持管理・運営業務に必要な事項を定めることを目的とする。	(総則) 第2条 本契約は、乙が契約関係書類に従って、バイオマス受入事業を円滑に実施するため、維持管理・運営業務に必要な事項を定めることを目的とする。	No. 348の質問・意見に対する修正
バイオマス受入事業契約書(案)	6	18	4, 5		(本業務に対する甲によるモニタリング) 第18条 4 乙は、工事請負契約にかかるバイオマス受入設備の完成検査が完了した日から3年が経過するまでの期間に契約関係図書で規定する要求性能水準未達が発生した場合、前項に基づくバイオマス受入設備について必要な改善措置を講じる義務について、連帯して負担する。 5 乙は、要求性能水準未達が発生した原因が、 <u>乙</u> のバイオマス受入設備の施工等の義務違反によるのか、又は乙の義務の不履行によるか判別できないこと理由として、前項に定める義務の負担を免れることはできない。	(本業務に対する甲によるモニタリング) 第18条 4 乙は、工事請負契約にかかるバイオマス受入設備の完成検査が完了した日から3年が経過するまでの期間に契約関係図書で規定する要求性能水準未達が発生した場合、前項に基づくバイオマス受入設備について必要な改善措置を講じる義務について、連帯して負担する。 5 乙は、要求性能水準未達が発生した原因が、 <u>工事請負事業者</u> のバイオマス受入設備の施工等の義務違反によるのか、又は乙の義務の不履行によるか判別できないこと理由として、前項に定める義務の負担を免れることはできない。	No. 355の質問・意見に対する修正
バイオマス受入事業契約書(案)	6	18	6		(本業務に対する甲によるモニタリング) 第18条 6 要求性能水準未達が発生した原因が、維持管理・運営業務開始日後に発生した不可抗力(バイオマス受入設備について、契約関係書類及び設計図書等の内容との間で不一致又は矛盾があることは含まれない。)又は乙以外の者の責めに帰すべき事由によることを、乙が明らかにした場合には、 <u>第5項</u> の規定は適用しない。	(本業務に対する甲によるモニタリング) 第18条 6 要求性能水準未達が発生した原因が、維持管理・運営業務開始日後に発生した不可抗力(バイオマス受入設備について、契約関係書類及び設計図書等の内容との間で不一致又は矛盾があることは含まれない。)又は乙以外の者の責めに帰すべき事由によることを、乙が明らかにした場合には、 <u>第3項</u> の規定は適用しない。	No. 357の質問・意見に対する修正
バイオマス受入事業契約書(案)	7	19	3		(本業務の変更) 第19条 3 前2項に規定する本業務内容の変更により本業務に係る費用が増加する場合、当該増加費用については、甲の責めに帰すべき事由に基づく場合には、甲が負担し、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合には、乙が負担する。なお、当該設計変更が、不可抗力又は法令変更を原因とする場合は、当該設計変更の費用及び変更による追加費用の負担については、 <u>第33条又は第35条</u> に従う。	(本業務の変更) 第19条 3 前2項に規定する本業務内容の変更により本業務に係る費用が増加する場合、当該増加費用については、甲の責めに帰すべき事由に基づく場合には、甲が負担し、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合には、乙が負担する。なお、当該設計変更が、不可抗力又は法令変更を原因とする場合は、当該設計変更の費用及び変更による追加費用の負担については、 <u>第34条又は第37条</u> に従う。	No. 361の質問・意見に対する修正

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 公告資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
バイオマス受入事業契約書(案)	7	21	4		(業務に係る乙の提案(技術革新)) 第21条 4 甲は、第1項及び第2項の規定により契約関係図書が変更された場合において、改良工事にかかるバイオマス受入設備の停止期間等を鑑み、甲が必要であると認めるときは、バイオマス受入設備使用料及びバイオマス分の処分料の変更に対し、甲及び乙は、協議により当該変更の可否を決定するものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が当該変更の可否を決定するものとし、乙は、これに従わなければならない。	(業務に係る乙の提案(技術革新)) 第21条 第4項削除	No. 366の質問・意見に対する修正
バイオマス受入事業契約書(案)	8	23	2	2, 5	(維持管理及び運營業務の契約保証) 第23条 2 前項の保証に係る契約保証金の額は、バイオマス受入設備の調査・設計費、施工工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上としなければならない。 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。 4 契約保証金は、バイオマス受入設備の維持管理及び運營業務の事業期間終了後速やかに還付するものとする。なお、利息等の付与は行わないものとする。	(維持管理及び運營業務の契約保証) 第23条 2 前項の保証に係る契約保証金の額は、バイオマス受入事業期間中に支払う使用料に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上としなければならない。 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。 4 契約保証金は、バイオマス受入設備の維持管理及び運營業務の事業期間終了後速やかに還付するものとする。なお、利息等の付与は行わないものとする。 5 履行保証保険契約の締結による契約保証金の免除を受ける場合には、履行保証保険契約の契約期間が本契約の期間に満たない場合においても、保険契約の終了前に更新した保険証券を本市に寄託し、本契約の終了まで同様とすることで、契約保証金の納付に代えることができるものとする。なお、かかる契約保証金の額は、契約金額を契約期間で除した額に履行保証保険契約年数を乗じた額の100分の10以上としなければならない。	No. 368, 369の質問・意見に対する修正
バイオマス受入事業契約書(案)	9	26			(遅延利息) 第26条 乙は、前条に定める指定期日までにバイオマス受入設備使用料金及びバイオマス分の処分料を納付しない場合には、その翌日から納付した日までの日数に応じて、別途甲が定める「延滞金及び還付加算金の割合等の特例」に基づく年率の割合による金額を日割り計算した遅延損害金を付して甲に支払わなければならない。	第26条 乙は、前条に定める指定期日までにバイオマス受入設備使用料金及びバイオマス分の処分料を納付しない場合には、その翌日から納付した日までの日数に応じて、別途甲が定める「延滞金及び還付加算金の割合等の特例」に基づく年率の割合による金額を日割り計算した遅延損害金を付して甲に支払わなければならない。	No. 374の質問・意見に対する修正

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 公告資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
バイオマス受入事業契約書(案)	10	29	1		<p>(甲による本契約の終了)</p> <p>第29条 維持管理・運営開始日前に、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、甲は、乙に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了することができるものとする。</p> <p>(1) 乙が第5条第1項に示す維持管理・運営業務開始日を経過したにもかかわらず、本業務に着手せず、相当の期間を定めて甲が催告しても、着手しないことについて、乙から甲が納得できる程度の合理的な説明がなされないとき。</p> <p><u>(2) 第18条第1項に規定するモニタリングの実施の結果、乙の責めに帰すべき事由により、契約関係書類に定めた事業内容を達成することができないことが認められ、甲が改善勧告をしたにもかかわらず、改善勧告に対して乙が定められた対応を行わないとき。</u></p> <p><u>(3) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間のうち100日以上、乙による維持管理及び運営業務が、第18条第1項に規定するモニタリングの実施の結果、要求性能水準を満たしていないと認められる状況が存在したとき。</u></p> <p><u>(4) 乙が、第24条に基づく使用料及び処分料を支払期限までに支払わず、甲が催告したにもかかわらず、当該催告の日から60日間を経過してもかかる支払がなされなかったとき。</u></p>	<p>(甲による本契約の終了)</p> <p>第29条 維持管理・運営開始日前に、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、甲は、乙に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了することができるものとする。</p> <p>(1) 乙が第5条第1項に示す維持管理・運営業務開始日を経過したにもかかわらず、本業務に着手せず、相当の期間を定めて甲が催告しても、着手しないことについて、乙から甲が納得できる程度の合理的な説明がなされないとき。</p>	No. 376の質問・意見に対する修正
バイオマス受入事業契約書(案)	10	29	1		<p>(甲による本契約の終了)</p> <p>第29条第2項</p> <p>(6) 前各号に定めるほか、乙が本契約に違反し、乙の責めに帰すべき事由により、本契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p>	<p>(甲による本契約の終了)</p> <p>第29条第2項</p> <p>(6) 前各号に定めるほか、乙が本契約に違反し、乙の責めに帰すべき事由により、本契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p><u>(7) 第18条第1項に規定するモニタリングの実施の結果、乙の責めに帰すべき事由により、契約関係書類に定めた事業内容を達成することができないことが認められ、甲が改善勧告をしたにもかかわらず、改善勧告に対して乙が定められた対応を行わないとき。</u></p> <p><u>(8) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間のうち100日以上、乙による維持管理及び運営業務が、第18条第1項に規定するモニタリングの実施の結果、要求性能水準を満たしていないと認められる状況が存在したとき。</u></p> <p><u>(9) 乙が、第24条に基づく使用料及び処分料を支払期限までに支払わず、甲が催告したにもかかわらず、当該催告の日から60日間を経過してもかかる支払がなされなかったとき。</u></p>	No. 376の質問・意見に対する修正
バイオマス受入事業契約書(案)	10	29	2	5	<p>(甲による本契約の終了)</p> <p>第29条第2項</p> <p>(5) 甲が優先交渉権者と締結している基本協定、本工事請負契約(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去)、維持管理業務委託契約(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)、消化ガス有効利用事業契約(施工業務、維持管理・運営業務)のいずれかが解除され又は終了したとき(ただし、本工事請負契約(汚泥処理設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))の契約目的達成による終了を除く。))。</p>	<p>(甲による本契約の終了)</p> <p>第29条第2項</p> <p>(5) 甲がコンソーシアム及び各構成企業と締結している基本契約、本工事請負契約(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))、維持管理業務委託契約(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)、消化ガス有効利用事業契約(施工業務、維持管理・運営業務)のいずれかが解除され又は終了したとき(ただし、本工事請負契約(汚泥処理設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))の契約目的達成による終了を除く。))。</p>	No. 379の質問・意見に対する修正
バイオマス受入事業契約書(案)	11	29	3		<p>(甲による本契約の終了)</p> <p>第29条</p> <p>3 前項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、本契約の残期間における使用料及び処分料総額の10分の1に相当する金額として甲が合理的に指定する金額を違約金として、甲の指定する期間内に支払う義務を負う。</p>	<p>(甲による本契約の終了)</p> <p>第29条</p> <p>3 前項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、本契約の残期間における使用料の総額の10分の1に相当する金額を違約金として、甲の指定する期間内に支払う義務を負う。</p>	No. 380の質問・意見に対する修正

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 公告資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
バイオマス受入事業契約書(案)	13	37	2		(不可抗力に係る協議及び追加費用等の負担) 第37条 甲は、乙から前条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該状況に対応するために、速やかに契約関係書類の変更並びに修繕及び必要な追加費用等の負担(以下「対応策等」という。)について、乙と協議するものとする。 <u>2 前項により決定した対応策等に係る当該追加費用等及び損害は、かかる費用の合計額のうち100分の1を超える額を乙が負担するものとする。ただし、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補される場合はこの限りでない。</u>	(不可抗力に係る協議及び追加費用等の負担) 第37条 甲は、乙から前条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該状況に対応するために、速やかに契約関係書類の変更並びに修繕及び必要な追加費用等の負担(以下「対応策等」という。)について、乙と協議するものとする。	No. 387の質問・意見に対する修正
消化ガス有効利用事業契約書(案)(設計業務)	1	1	1	10	(用語の定義) 第1条 (10) 「前提条件書等」とは、 <u>設計、施工、維持管理・運営業務に係る各種条件を甲及び優先交渉権者の協議により定めた条件書及び設計業務委託契約第44条に基づき作成された書類及び別に甲乙の協議により、別途定めた仕様書をいう。</u>	(用語の定義) 第1条 (10) 「前提条件書等」とは、 <u>設計業務委託契約第44条に基づき作成された書類(甲乙の協議により、別途定めた仕様書を含む。)をいう。</u>	
消化ガス有効利用事業契約書(案)(設計業務)	2	3	2		(契約関係書類の適用関係) 第3条 2 基本協定、本契約、前提条件書等、要求水準書等、提案図書との間に齟齬がある場合、基本協定、本契約、要求水準書等、提案図書の順にその解釈が優先する。ただし、提案図書の内容が要求水準書等で示された水準を超えている場合には、当該部分については、提案図書が要求水準書に優先する。	(契約関係書類の適用関係) 第3条 2 基本協定、本契約、前提条件書等、要求水準書等、提案図書との間に齟齬がある場合、基本協定、本契約、 <u>前提条件書等</u> 、要求水準書等、提案図書の順にその解釈が優先する。ただし、提案図書の内容が要求水準書等で示された水準を超えている場合には、当該部分については、提案図書が要求水準書に優先する。	No. 394の質問・意見に対する修正
消化ガス有効利用事業契約書(案)(設計業務)	3	8	2		(事業期間) 第8条 消化ガス有効利用事業の事業期間は、次のとおりとする。 (1) 設計期間 本契約締結日(以下「設計業務開始予定日」という。)から令和4年10月14日 (2) 施工期間 <u>基本協定に基づき価格等の交渉が成立した日</u> から令和6年3月31日	(事業期間) 第8条 消化ガス有効利用事業の事業期間は、次のとおりとする。 (1) 設計期間 本契約締結日(以下「設計業務開始予定日」という。)から令和4年10月14日 (2) 施工期間 <u>消化ガス有効利用事業契約(施工業務、維持管理・運営業務)の締結日</u> から令和6年3月31日	No. 399の質問・意見に対する修正
消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	1	1	1	12	(用語の定義) 第1条 (11) 「契約関係書類」とは、要求水準書等、前提条件書、設計成果物(消化ガス有効利用設備)、提案図書の総称をいう。 <u>なお、本契約に基づく第8条第1項第1号に示す設計期間中は、かかる定義として、前提条件書及び設計成果物(消化ガス有効利用設備)を除く。</u> (12) 「前提条件書等」とは、 <u>設計、施工、維持管理・運営業務に係る各種条件を甲及び優先交渉権者の協議により定めた条件書及び設計業務委託契約第44条に基づき作成された書類及び別に甲乙の協議により、別途定めた仕様書をいう。</u>	(用語の定義) 第1条 (11) 「契約関係書類」とは、要求水準書等、前提条件書、設計成果物(消化ガス有効利用設備)、提案図書の総称をいう。 (12) 「前提条件書等」とは、 <u>設計業務委託契約第44条に基づき作成された書類(甲乙の協議により、別途定めた仕様書を含む。)をいう。</u>	
消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	4	10	3		(施工) 第10条 2 施工方法その他消化ガス有効利用設備の完成のために必要な一切の手段は、乙が、自己の責任で決定する。 <u>3 乙は、甲から消化ガス有効利用設備の施工に係る施工着手の許可通知を受けた後、遅滞なく施工に着手しなければならない。</u>	(施工) 第10条 2 施工方法その他消化ガス有効利用設備の完成のために必要な一切の手段は、乙が、自己の責任で決定する。	No. 406の質問・意見に対する修正

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 公告資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	4	13	2		(施工計画書) 第13条 3 事業用地において、第8条第1項に示す設計業務期間中に、乙が必要な調査を行わなかったことに起因し、地中埋設物や土壌汚染等が発見された場合、乙は、自らの費用負担により、必要な措置を講ずるものとする。ただし、事前調査において発見できず、かつ <b>項</b> が見えられない事象であると認める場合には、この限りではなく、甲乙の協議による。	(施工計画書) 第13条 3 事業用地において、第8条第1項に示す設計業務期間中に、乙が必要な調査を行わなかったことに起因し、地中埋設物や土壌汚染等が発見された場合、乙は、自らの費用負担により、必要な措置を講ずるものとする。ただし、事前調査において発見できず、かつ <b>甲</b> が見えられない事象であると認める場合には、この限りではなく、甲乙の協議による。	No. 408の質問・意見に対する修正
消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	6	18	2		(工期の変更による費用負担) 第18条 2 乙の責めに帰すべき事由により工期が変更され、消化ガス有効利用設備の運営開始日が維持管理・運営業務開始予定日より遅延した場合は、乙は、当該工期の変更又は維持管理・運営開始日の遅延に伴い甲が得られていたはずの土地使用料及び消化ガス売却代金並びに甲が負担した増加費用に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を甲に支払う。なお、当該工期の変更が、不可抗力又は法令変更を原因とする場合は、当該工期の変更の費用及び変更による増加費用の負担については、 <b>第50条</b> 又は <b>第52条</b> に従う。	(工期の変更による費用負担) 第18条 2 乙の責めに帰すべき事由により工期が変更され、消化ガス有効利用設備の運営開始日が維持管理・運営業務開始予定日より遅延した場合は、乙は、当該工期の変更又は維持管理・運営開始日の遅延に伴い甲が得られていたはずの土地使用料及び消化ガス売却代金並びに甲が負担した増加費用に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を甲に支払う。なお、当該工期の変更が、不可抗力又は法令変更を原因とする場合は、当該工期の変更の費用及び変更による増加費用の負担については、 <b>第49条</b> 又は <b>第52条</b> に従う。	
消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	7	22	2		(施工業務の契約保証金) 第22条 2 前項の保証に係る契約保証金の額は、 <b>消化ガス有効利用設備の調査・設計費、施工工事費及び工事監理費</b> に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上としなければならない。	(施工業務の契約保証金) 第22条 前項の保証に係る契約保証金の額は、 <b>消化ガス有効利用事業の事業期間中に支払う消化ガス購入金額に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上としなければならない。</b>	No. 429の質問・意見に対する修正
消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	11	32	4		(維持管理及び運営業務に対する甲によるモニタリング) 第32条 4 乙は、要求性能水準未達が発生した原因が、 <b>乙の消化ガス有効利用設備の施工等の義務違反によるもの</b> 、又は <b>乙の義務の不履行によるもの</b> か判別できないこと理由として、前項に定める義務の負担を免れることはできない。 5 要求性能水準未達が発生した原因が、維持管理・運営業務開始日後に発生した不可抗力(消化ガス有効利用設備について、契約関係書類及び設計図書等の内容との間で不一致又は矛盾があることは含まれない。)又は乙以外の者の責めに帰すべき事由によることを、乙が明らかにした場合には、 <b>第5項</b> の規定は適用しない。	(維持管理及び運営業務に対する甲によるモニタリング) 第32条 4 乙は、要求性能水準未達が発生した原因が、消化ガス有効利用設備の施工等の義務違反によるものか、又は <b>維持管理及び運営業務の不履行によるもの</b> か判別できないこと理由として、前項に定める義務の負担を免れることはできない。 5 要求性能水準未達が発生した原因が、維持管理・運営業務開始日後に発生した不可抗力(消化ガス有効利用設備について、契約関係書類及び設計図書等の内容との間で不一致又は矛盾があることは含まれない。)又は乙以外の者の責めに帰すべき事由によることを、乙が明らかにした場合には、 <b>第3項</b> の規定は適用しない。	No. 437, 439の質問・意見に対する修正
消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	11	33	3		(維持管理及び運営業務の変更) 第33条 3 前2項に規定する維持管理及び運営業務内容の変更により消化ガス有効利用設備の維持管理及び運営業務に係る費用が増加する場合、当該増加費用については、甲の責めに帰すべき事由に基づく場合には、甲が負担し、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合には、乙が負担する。なお、当該設計変更が、不可抗力又は法令変更を原因とする場合は、当該設計変更の費用及び変更による追加費用の負担については、 <b>第50条</b> 又は <b>第52条</b> に従う。	(維持管理及び運営業務の変更) 第33条 3 前2項に規定する維持管理及び運営業務内容の変更により消化ガス有効利用設備の維持管理及び運営業務に係る費用が増加する場合、当該増加費用については、甲の責めに帰すべき事由に基づく場合には、甲が負担し、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合には、乙が負担する。なお、当該設計変更が、不可抗力又は法令変更を原因とする場合は、当該設計変更の費用及び変更による追加費用の負担については、 <b>第49条</b> 又は <b>第52条</b> に従う。	No. 446の質問に対する修正



◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 公告資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務,維持管理・運営業務)	13	37	2		(維持管理及び運営業務の契約保証) 第37条 2 前項の保証に係る契約保証金の額は、 <u>消化ガス有効利用設備の調査・設計費、施工工事費及び工事監理費に相当する金額</u> 並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上としなければならない。 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。 4 契約保証金は、消化ガス有効利用設備の維持管理及び運営業務の事業期間終了後速やかに還付するものとする。なお、利息等の付与は行わないものとする。	(維持管理及び運営業務の契約保証) 第37条 2 前項の保証に係る契約保証金の額は、 <u>消化ガス有効利用事業の事業期間中に支払う消化ガス購入金額に相当する金額</u> 並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上としなければならない。 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。 4 契約保証金は、消化ガス有効利用設備の維持管理及び運営業務の事業期間終了後速やかに還付するものとする。なお、利息等の付与は行わないものとする。 5 <u>履行保証保険契約の締結による契約保証金の免除を受ける場合には、履行保証保険契約の契約期間が本契約の期間に満たない場合においても、保険契約の終了前に更新した保険証券を本市に寄託し、本契約の終了まで同様とすることで、契約保証金の納付に代えることができるものとする。なお、かかる契約保証金の額は、契約金額を契約期間で除した額に履行保証保険契約年数を乗じた額の100分の10以上としなければならない。</u>	No. 452, 453の質問・意見に対する修正
消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務,維持管理・運営業務)	14				<del>第7章</del> 契約の終了	第6章 契約の終了	No. 454の質問・意見に対する修正
消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務,維持管理・運営業務)	14	40			(消化ガス購入代金) 第40条 乙は、消化ガス有効利用事業に利用するため甲が提供する消化ガスを購入し、甲に対して、消化ガス購入代金を支払うこと。 2 乙は、甲から提供される消化ガスの購入単価は、1Nm <sup>3</sup> 当たり●円(税抜)とすること。 3 乙は、甲から提供される消化ガスを●●●m <sup>3</sup> N/年を下限度として購入することとする。 4 乙の責めに帰すべき事由により、前項に定める消化ガス年間購入下限値に満たない場合には、消化ガス年間購入下限値と実際の購入量の差に契約単価を乗じたものを違約金として甲に支払うこと。	(消化ガス購入代金) 第40条 乙は、消化ガス有効利用事業に利用するため甲が提供する消化ガスを購入し、甲に対して、消化ガス購入代金を支払うこと。 2 乙は、甲から提供される消化ガスの購入単価は、1Nm <sup>3</sup> 当たり●円(税抜)とすること。 3 乙は、甲から提供される消化ガスを●●●Nm <sup>3</sup> /年を下限度として購入すること。 4 甲は、乙に消化ガスを●●●Nm <sup>3</sup> /年を最低売却量として販売しなければならない。 5 乙の責めに帰すべき事由により、前項に定める消化ガス年間購入下限値に満たない場合には、消化ガス年間購入下限値と実際の購入量の差に契約単価を乗じたものを違約金として甲に支払うこと。	No. 132, 457の質問・意見に対する修正
消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務,維持管理・運営業務)	14	41	1		(消化ガス購入代金の請求及び支払い) 第41条 甲は、第28条に基づく <u>業務履行年間計画書</u> の提出を受けて、乙に対し消化ガスの購入代金の請求を行うものとする。	(消化ガス購入代金の請求及び支払い) 第41条 甲は、第28条に基づく <u>業務完了報告書</u> の提出を受けて、乙に対し消化ガスの購入代金の請求を行うものとする。	No. 461の質問・意見に対する修正
消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務,維持管理・運営業務)	14	42			(遅延利息) 第42条 乙は、第39条及び第41条に定める指定期日までに土地使用料及びガス購入代金を納付しない場合には、その翌日から納付した日までの日数に応じて、 <u>別年14.6パーセント</u> の割合による金額を日割り計算した遅延損害金を付して甲に支払わなければならない。	(遅延利息) 第42条 乙は、第39条及び第41条に定める指定期日までに土地使用料及びガス購入代金を納付しない場合には、その翌日から納付した日までの日数に応じて、 <u>別途甲が定める「延滞金及び還付加算金の割合等の特例」</u> に基づく年率の割合による金額を日割り計算した遅延損害金を付して甲に支払わなければならない。	No. 374, 463の質問・意見に対する修正

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 公告資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	15	44	1	2, 3, 4	<p>(甲による本契約の終了)</p> <p>第44条 維持管理・運営開始日前に、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、甲は、乙に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了することができる。</p> <p>(1) 乙が第8条(2)に規定する施工業務開始予定日を経過したにもかかわらず、施工に着手せず、相当の期間を定めて甲が催告しても、着手しないことについて、当該乙から甲が納得できる程度の合理的な説明がなされないととき。</p> <p><u>(2) 第32条第1項に規定するモニタリングの実施の結果、乙の責めに帰すべき事由により、契約関係書類に定めた事業内容を達成することができないことが認められ、甲が改善勧告をしたにもかかわらず、改善勧告に対して乙が定められた対応を行わないとき。</u></p> <p><u>(3) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間のうち100日以上、乙による維持管理及び運営業務が、第32条第1項に規定するモニタリングの実施の結果、要求性能水準を満たしていないと認められる状況が存在したとき。</u></p> <p><u>(4) 乙が、土地等使用料又は消化ガス購入代金を支払期限までに支払わず、甲が催告したにもかかわらず、当該催告の日から60日を経過してもかかる支払がなされなかったとき。</u></p>	<p>(甲による本契約の終了)</p> <p>第44条 維持管理・運営開始日前に、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、甲は、乙に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了することができる。</p> <p>(1) 乙が第8条(2)に規定する施工業務開始予定日を経過したにもかかわらず、施工に着手せず、相当の期間を定めて甲が催告しても、着手しないことについて、当該乙から甲が納得できる程度の合理的な説明がなされないととき。</p>	No. 464の質問・意見に対する修正
消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	15	44	2		<p>(甲による本契約の終了)</p> <p>第44条第2項</p> <p>(5) 甲が<u>優先交渉権者</u>と締結している基本契約、工事請負契約(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))、維持管理業務委託契約(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)、バイオマス受入事業契約(維持管理・運営業務)のいずれかが解除され又は終了したとき(ただし、工事請負契約(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))の目的達成による終了を除く。)</p> <p>(6) 前各号に定めるほか、乙が本契約に違反し、乙の責めに帰すべき事由により、本契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p>	<p>(甲による本契約の終了)</p> <p>第44条第2項</p> <p>(5) 甲がコンソーシアム及び各構成企業と締結している基本契約、工事請負契約(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))、維持管理業務委託契約(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)、バイオマス受入事業契約(維持管理・運営業務)のいずれかが解除され又は終了したとき(ただし、工事請負契約(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))の目的達成による終了を除く。)</p> <p>(6) 前各号に定めるほか、乙が本契約に違反し、乙の責めに帰すべき事由により、本契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p><u>(7) 第32条第1項に規定するモニタリングの実施の結果、乙の責めに帰すべき事由により、契約関係書類に定めた事業内容を達成することができないことが認められ、甲が改善勧告をしたにもかかわらず、改善勧告に対して乙が定められた対応を行わないとき。</u></p> <p><u>(8) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間のうち100日以上、乙による維持管理及び運営業務が、第32条第1項に規定するモニタリングの実施の結果、要求性能水準を満たしていないと認められる状況が存在したとき。</u></p> <p><u>(9) 乙が、土地等使用料又は消化ガス購入代金を支払期限までに支払わず、甲が催告したにもかかわらず、当該催告の日から60日を経過してもかかる支払がなされなかったとき。</u></p>	No. 464の質問・意見に対する修正
消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	15	44	3		<p>(甲による本契約の終了)</p> <p>第44条</p> <p>3 前項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、本契約の残期間における消化ガス購入料総額の10分の1に相当する金額として甲が合理的に指定する金額を違約金として、甲の指定する期間内に支払う義務を負うものとする。</p>	<p>(甲による本契約の終了)</p> <p>第44条</p> <p>3 前項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、本契約の残期間における消化ガス購入料総額の10分の1に相当する金額を違約金として、甲の指定する期間内に支払う義務を負うものとする。</p>	No. 467の質問・意見に対する修正
消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	16, 17, 18				<p><u>第8章 法令変更</u></p> <p><u>第9章 公租公課</u></p> <p><u>第10章 不可抗力</u></p> <p><u>第11章 その他</u></p>	<p><u>第7章 法令変更</u></p> <p><u>第8章 公租公課</u></p> <p><u>第9章 不可抗力</u></p> <p><u>第10章 その他</u></p>	No. 454の質問・意見に対する修正
消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	16	48	1		<p>(法令変更に係る通知の付与)</p> <p>第48条 乙は、法令変更により、契約関係書類に従って本業務ができなくなった場合又はその実施に当たり多大な費用を要すると認められる場合、又は、そのおそれがあると認められる場合は、その内容の詳細を記載した書面により甲に対し通知しなければならない。</p>	<p>(法令変更に係る通知の付与)</p> <p>第48条 乙は、法令変更により、契約関係書類に従って本事業ができなくなった場合又はその実施に当たり多大な費用を要すると認められる場合、又は、そのおそれがあると認められる場合は、その内容の詳細を記載した書面により甲に対し通知しなければならない。</p>	No. 473の質問・意見に対する修正

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 公告資料に係る正誤表

資料	該当箇所				修正前	修正後	備考
	頁	章	節	項			
消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	17	51	1		(不可抗力に係る通知の付与) 第51条 乙は、不可抗力により、契約関係書類に従って <b>本業務</b> ができなくなった場合又はその実施に当たり多大な費用を要すると認められる場合、又はそのおそれがあると認められる場合は、その内容の詳細を記載した書面により甲に対し直ちに通知しなければならない。	(不可抗力に係る通知の付与) 第51条 乙は、不可抗力により、契約関係書類に従って <b>本事業</b> ができなくなった場合又はその実施に当たり多大な費用を要すると認められる場合、又はそのおそれがあると認められる場合は、その内容の詳細を記載した書面により甲に対し直ちに通知しなければならない。	No. 477の質問・意見に対する修正
消化ガス有効利用事業契約書(案)(施工業務、維持管理・運営業務)	18	52	2		(不可抗力に係る協議及び追加費用等の負担) 第52条 甲は、乙から前条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該状況に対応するために、速やかに契約関係書類の変更並びに修繕 <b>及び必要な追加費用等の負担</b> (以下「対応策等」という。)について、乙と協議するものとする。 2 前項により決定した対応策等に係る当該追加費用等及び損害は、かかる費用の合計額のうち <b>100分の1を超える額</b> を乙が負担するものとする。ただし、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補される場合はこの限りでない。	(不可抗力に係る協議及び追加費用等の負担) 第52条 甲は、乙から前条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該状況に対応するために、速やかに契約関係書類の変更並びに修繕(以下「対応策等」という。)について、乙と協議するものとする。 2 前項により決定した対応策等に係る当該追加費用等及び損害は、かかる費用の合計額を乙が負担するものとする。ただし、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補される場合はこの限りでない。	